

鳥取県重度障がい児者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県重度障がい児者支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、重度障がい児者の受入れを行う社会福祉法人等に対して助成を行うことにより、重度障がい児者の活動を支援すること及び保護者の負担、不安を軽減すること並びに重度障がい児者の支援体制の充実を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、重度障がい児者支援事業実施要綱（平成26年3月27日付第20130024114号鳥取県福祉保健部長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、本補助金の額に2を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金は、間接補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費に充てるものとし、その額は、前項に規定する間接補助金の額及び同表の第4欄に定める補助基準額を比較していずれか低い額に同表の第5欄に定める率を乗じて得た額以下とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項に定める事業者をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、本補助金の交付を受けようとする年度の6月30日までに行わなければならない。ただし、年度途中で当該事業を開始しようとする場合は、別に定める。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行う

ものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の増額又は2割を超える減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第6欄に掲げる変更を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助

事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類はそれぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月11日から施行する。

別表

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率	6 間接補助事業の重要な変更
重度障がい児者支援事業	重度障がい児者に対して生活介護、放課後等デイサービス、短期入所事業による支援を行う社会福祉法人等	支援対象者を支援する生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所又は短期入所事業所の運営に要する経費	(1) 重度障がい児者日中支援事業 ア 生活介護事業所 支援対象者1人当たり日額 2,900円 イ 放課後等デイサービス事業所 支援対象者1人当たり日額 1,900円	1/2	補助金の増額 又は補助基準額の2割を超える減額
			(2) 重度障がい児者短期入所利用支援事業 支援対象者1人当たり日額 6,700円		

注1 間接補助対象経費のうち、委託に係るものは、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

注2 補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものを対象とする。

様式第1号（第4条、第10条関係）

平成 年度鳥取県重度障がい児者支援事業計画（報告）書

1 補助を行う市町村名

（ ）

2 支援事業者

(1) 法人名 （ ）

(2) 法人代表者名 （ ）

(3) 支援を行う事業所名 （ ）

(4) (3) の事業所番号 （ ）

(5) 事業所の所在地 （ ）

(6) 管理者名 （ ）

(7) (3) の事業所が提供するサービス （ ）

* (7) には生活介護、放課後等デイサービス、短期入所のいずれかを記載すること。

* 複数の事業を行う事業所の場合、(7) のサービスごとに本計画（報告）書を作成すること。

3 支援対象者

	受給者番号	障害支援 区分	支援日数	備 考
支援対象者 1			日	
支援対象者 2			日	
支援対象者 3			日	
支援対象者 4			日	
支援対象者 5			日	
支援対象者 6			日	
支援対象者 7			日	
支援対象者 8			日	
支援対象者 9			日	
支援対象者 10			日	
合計支援日数 (日)				

4 補助所要 (実績) 額

所要額 () 円

【内訳】 () 円「補助基準額」×合計支援日数 () 日

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

（「有」の場合）

（1）他の補助金名（）

（2）当該補助事業の内容（）

（3）当該補助金所管者及びその連絡先

ア 所管者（）

イ 所管者の連絡先（）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 提出資料

（1）年間支援計画（実績）（様式第1号別紙1）

※ 実績報告時においては、同様式を用いた年間支援実績と様式第1号別紙2 支援対象者別年間支援実績を作成して提出すること。また、様式第1号別紙2には、当該サービスの提供実績が分かる書類（通常のサービスにおいて作成した提供記録）の写しを様式第1号別紙2に添付すること。

（2）鳥取県重度障がい児者支援事業補助金所要（精算）額総括表（様式第1号別紙3）

（3）その他必要に応じた添付資料

様式第2号（第4条、第10条関係）

平成〇〇年度鳥取県重度障がい児者支援事業収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県費 市町村費 その他					
計					

2 支出の部 (単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
鳥取県重度 障がい児者 支援事業					
計					

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

職 氏 名 印

平成 年度鳥取県重度障がい児者支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった平成 年度鳥取県重度障がい児者支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業は、鳥取県重度障がい児者支援事業とし、その内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、鳥取県重度障がい児者支援事業補助金交付要綱（平成26年3月 日付第201300204114号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。